

千葉県警察における証明事務の取扱い要領について

平成28年8月22日
例規（警）第35号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、警察における証明事務の合理化について（昭和41年例規（監）第6号）は、廃止する。

別添

千葉県警察における証明事務の取扱い要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察における証明事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱いの方針

（1）千葉県警察において行う証明は、所掌事務に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ取り扱うものとする。

（2）事実の証明ができない場合、当該事実の証明に代えて単に形式的に届出を受理した旨の証明は、次に掲げる場合のほかは行わないものとする。

ア 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されている場合

イ 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当である場合

ウ 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である場合（別表1）

エ 前ウに掲げるもの以外で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適当である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当である場合（別表2）

オ その他特別な事情が認められる場合

（3）公安委員会、署長等の所掌事務についても、許認可証等の再交付に当たっては前記の方針により、原則として、遺失又は盗難についての警察への届出の事実に関する証明書の提出を求めないこととする。

3 取扱い上の留意事項

証明事務の取扱いに当たっては、次の点に留意し、慎重に行わなければならない。

（1）証明内容の確認手続を適正にすること。

（2）証明を必要とする事由を確認すること。

（3）出願者が適当な当事者であることを確認すること。

（4）民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外すること。

（5）証明書の発給枚数を諸般の事情に配慮して必要な限度にとどめること。

別表１（２の（２）ウ）

省庁名	件名
出入国在留管理庁	１ 在留カード ２ 特別永住者証明書 ３ 外国人登録証明書（注）
外務省	旅券
国税庁	雑損控除の対象となる物件 （雑損控除申請のため。）
最高裁判所	有価証券等 （公示催告手続申立のため。）

注：外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）が平成２４年７月９日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

別表２（２の（２）エ）

１ 総務部関係

区分	証明事項	証明の目的
恩給証書遺失証明	遺失の届出のあったこと。	再交付のため。
現金遺失証明	同上	免税申請のため。

２ 警務部関係

区分	証明事項	証明の目的
在職証明	在職経歴の証明	行政書士の資格申請のため。
同上	就職した事実	失業保険受領解除のため。
退職手当支給状況証明	退職手当支給の有無	再就職で退職手当請求のため。
退職証明	退職した事実	退職保険金請求のため。
履歴証明	在職中の履歴事項	共済組合に提出するため。
同上	同上	恩給受給請求のため。
履歴表記載事項の証明	軍歴関係の証明	恩給通算のため。

注：警務部関係は、県本部において証明する。

３ 刑事部関係

区分	証明事項	証明の目的
現金その他動産類の盗難証明	盗難の届出のあったこと。	免税申請のため。
手形、小切手等証書の盗難証明	同上	公示催告手続のため。
犯罪経歴証明	犯罪経歴の有無	査証取得のため。

注：犯罪経歴証明は、県本部において証明する。

４ 交通部関係

区分	証明事項	証明の目的
自動車保管場所証明	自動車保管場所の有無	自動車登録のため。
交通事故証明	交通事故発生の有無	保険金請求のため。